

佐賀県東部工業用水道規程第5号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
管理者の決裁を受けるべき事務 1・2 略 3 企業管理規程の制定及び改廃に関すること。 <u>4～11</u> 略	局長専決事務 1～3 略 <u>4～18</u> 略	所長専決事務 1～32 略	管理者の決裁を受けるべき事務 1・2 略 3 企業管理規程の制定に関すること。 <u>4 企業管理規程の改廃に関すること（軽易なものを除く。）。</u> <u>5～12</u> 略	局長専決事務 1～3 略 <u>4 企業管理規程の改廃に関すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>5～19</u> 略	所長専決事務 1～32 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。